■ 互助会制度（イメージ）

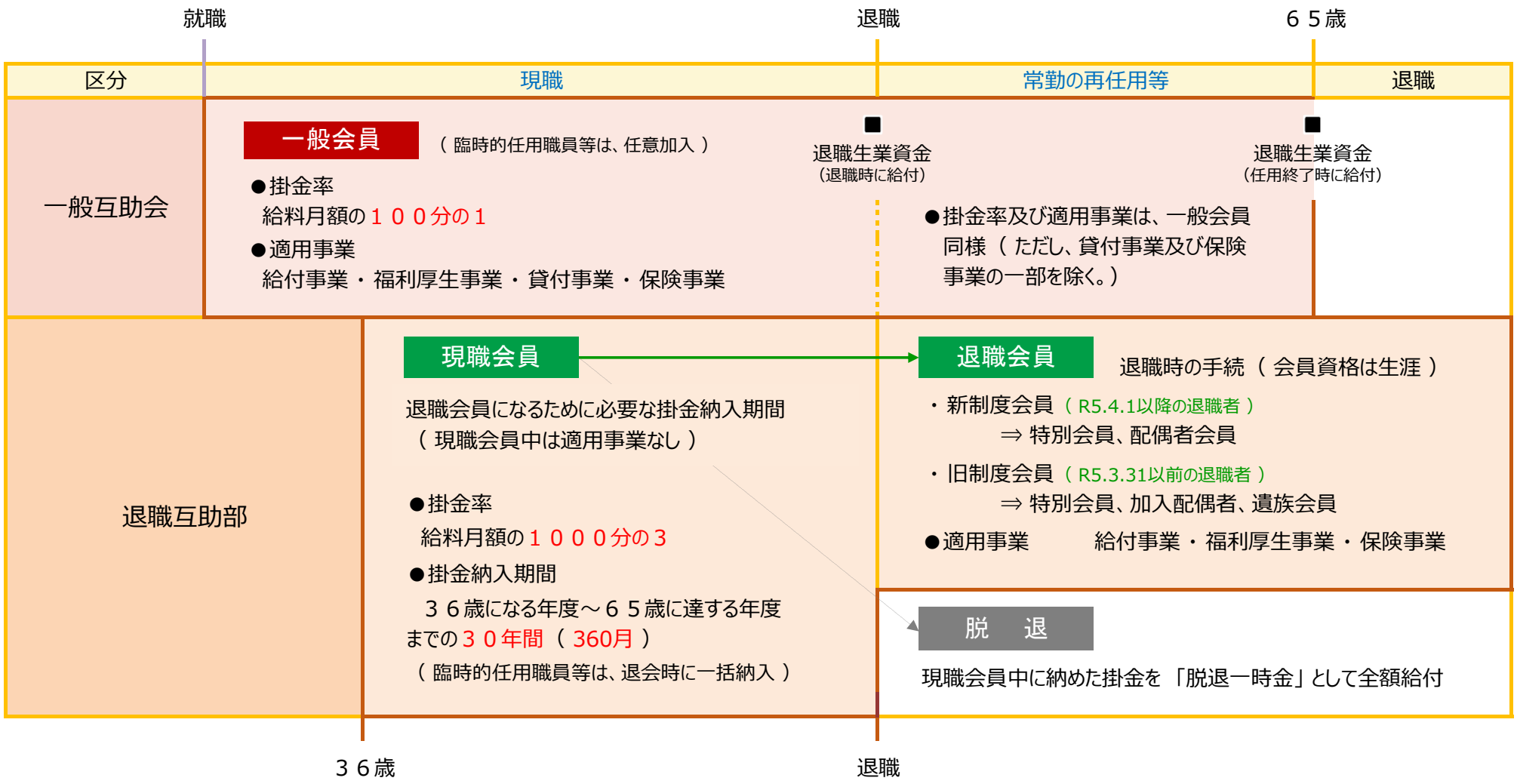
就職
退職
６５歳
区分
現職
常勤の再任用等
退職
一般互助会
一般会員
（ 臨時的任用職員等は、任意加入 ）
●掛金率
給料月額の１００分の１
●適用事業
給付事業・福利厚生事業・貸付事業・保険事業
退職生業資金
（退職時に給付）
退職生業資金
（任用終了時に給付）
●掛金率及び適用事業は、一般会員同様（ ただし、貸付事業及び保険事業の一部を除く。）
退職互助部
現職会員
退職会員
退職時の手続（ 会員資格は生涯 ）
退職会員になるために必要な掛金納入期間
（ 現職会員中は適用事業なし ）
・新制度会員（ R5.4.1以降の退職者 ）
⇒ 特別会員、配偶者会員
・旧制度会員（ R5.3.31以前の退職者 ）
⇒ 特別会員、加入配偶者、遺族会員
●掛金率
給料月額の１０００分の３
●適用事業　給付事業・福利厚生事業・保険事業
●掛金納入期間
３６歳になる年度～６５歳に達する年度までの３０年間（ 360月 ）
（ 臨時的任用職員等は、退会時に一括納入 ）
脱　退
現職会員中に納めた掛金を「脱退一時金」として全額給付
３６歳
退職